

指定管理候補者の選定結果について

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を指定管理者に行わせるにあたり、中央区内体育施設等について、施設の設置目的をより効果的・効率的に達成するため、平成20年7月7日より事業者を公募しておりましたが、以下のとおり候補者を選定しました。

| | |
|-----------------------|---|
| 施設名及び所在地 | 新潟市体育館 中央区一番堀通町3番地1 新潟市陸上競技場 中央区一番堀通町3番地1 新潟市トレーニングセンター 中央区一番堀通町3番地1 新潟市陸上競技場内 新潟市鳥屋野総合体育館 中央区神道寺南2丁目3番46号 新潟市山二ツ運動広場 中央区山二ツ5丁目12番1号 鳥屋野運動公園野球場 中央区女池南3丁目6番4号 鳥屋野運動公園球技場 中央区女池南3丁目6番4号 鳥屋野運動公園馬場 中央区女池南3丁目6番4号 西海岸公園市営プール 中央区関屋1番地93 西海岸公園少年野球広場 中央区関屋1番地93 東公園児童プール 中央区明石1丁目4番1号 |
| 中央区体育施設等指定管理者候補者選定委員会 | 委員長 十二 重樹 (財)新潟市体育協会副会長(中央区会長) 副委員長 橋本 修 新潟大学教育学部教授 委員 木伏 隆 税理士法人木伏経理事務所 所長 委員 坂田 公一 (財)日本体育施設協会 スポーツ施設研究所主任専門員 委員 外川 利男 中央区副区長 |
| 指定管理者(候補者) | 団体名 財団法人新潟市開発公社 代表者名 理事長 鈴木 広志 所在地 新潟市中央区白山浦1丁目613番地69 |
| 指定期間(予定) | 平成21年4月1日～平成26年3月31日 |
| 選定理由 | 中央区体育施設等の指定管理者候補者選定にあたっては、1団体から応募があり、中央区体育施設等指定管理者候補者選定委員会において選定基準に基づいて審査を実施した。 選定理由としては、指定管理制度を充分認識し、平等・公平な利用の確保と利便性の向上に意欲的に取り組んでいる点や、管理運営について実績を積んでおり、人材・ノウハウ共に充実している点が評価された。また、団体の財務内容及び管理体制が整っていることから、経営の安定性についても高い評価を得た。 なお、各評価項目ごとの評価結果は別表のとおりです。 |
| 選定スケジュール | 選定委員会 選定方法確認 平成20年6月25日 公募要領配布 平成20年7月7日～16日 指定管理者指定申請書等の受付 平成20年7月17日～23日 資格審査 平成20年7月24日 現地説明会 平成20年8月1日 公募要領質問書受付 平成20年8月2日～8月8日 応募書類受付 平成20年9月4日～9月5日 選定委員会 一次審査(書類審査) 平成20年9月12日 二次審査(公開プレゼンテーション) 平成20年9月26日 今後、市議会12月定例会での審議・議決を経て、指定管理者に指定される予定です。 |
| 所管部署 | 中央区役所政策企画課 文化・スポーツ係 電話:025-223-7041(直通) E-mail:seisaku.c@city.niigata.lg.jp |

別表（選定基準・評価結果）

基準点：105点満点中 63点
候補者の数値は委員5名の平均点

| 評価項目 | 配点 | 候補者 |
|---|------------|--------------|
| 1 安定的な経営姿勢・運営体制について | 20 | 15.40 |
| ア 管理運営上の基本的な考え方、理念 イ 中長期計画を踏まえた当該施設分野等の事業計画 ウ 天災発生後等の安定的管理運営可能な計画 エ 良質・適正なサービス提供に必要な認証 | | |
| 2 平等利用の確保 | 5 | 4.00 |
| 平等・公平利用への仕組みづくり，障がい者等への配慮 | | |
| 3 コンプライアンス | 5 | 4.00 |
| 指定管理者としての法令遵守体制 | | |
| 4 施設の効用の最大限発揮 | 25 | 18.20 |
| ア 利便性向上への新たな取組み・体制 イ 利用促進への取組み，利用促進策 ウ 利用者数・施設稼働率拡大計画 エ 施設の有効活用提案 オ 安全・効率的な業務履行体制 | | |
| 5 管理経費の縮減 | 25 | 18.00 |
| ア コスト管理中長期計画，実施・改善計画 イ 事業収支計画の根拠資料等 ウ 地球温暖化対策 エ 業務委託内容・金額，事業者選定法計画 オ 施設修繕箇所，修繕方法，修繕金額計画 | | |
| 6 安全管理 | 10 | 7.60 |
| ア 安心・安全利用への緊急・救急体制 イ 緊急対応可能な事業体全体・当該施設毎の危機管理組織体制 | | |
| 7 地域交流 | 10 | 7.00 |
| ア 地域活性化への地元商店街等との連携 イ 次世代育成支援法に基づく少子化対策等計画 | | |
| 8 モニタリング | 5 | 3.60 |
| 事業評価制度の実行，P D C A マネジメント等の事業改善 | | |
| 合 計 | 105 | 77.80 |